

▶ 6. 海外渡航中に診療を受けた場合 (治療目的の渡航は除く)

(診療内容のわかる医師の診療明細書・領収明細書とその訳文、振込先の口座番号、印鑑、パスポート)

▶ 出産育児一時金の支給

▶ 支給額

50万円(産科医療補償制度の加入がない場合は、48.8万円)
被保険者が出産したときに1児あたり50万円が支給されます。妊娠週数が12週(85日)を超えていれば、死産・流産でも支給されます。

出産育児一時金は、国保から医療機関に直接支払われます。医療機関で手続きをしてください。

支給額を超えた金額は自己負担となります。出産費用が支給額に満たない場合、差額は申請で本人(世帯主)に支給されます。

▶ 申請時に必要なもの

印鑑、医療機関から交付される出産費用の明細書、振込先の口座番号

注 社会保険などの加入者本人が、会社などを退職後、6か月以内に出産した場合は、それまで加入していた医療保険から支給されます。(1年以上継続勤務の場合に限る)

▶ 葬祭費の支給

▶ 支給額

5万円

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

▶ 申請時に必要なもの

印鑑(喪主のもの)、振込先の口座番号(預金通帳などで喪主名義のもの)

注 社会保険などの加入者本人が、会社などを退職後、3か月以内に死亡した場合は、それまで加入していた医療保険から支給されます。

▶ 交通事故などにあったとき

▶ 必ず届出を

第三者による傷病を受けて、資格確認書またはマイナ保険証を使って受診するときは、必ず届出が必要です。まずは市民課にご相談ください。

▶ 届出に必要なもの

事故証明書、印鑑

▶ 国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予制度

災害や経済情勢などで、一時的に収入が著しく減少し、医療費の一部負担金の支払いが困難となった被保険者に対し、その一部負担金を減額・徴収猶予する制度です。

▶ 対象者

世帯主が、次のいずれかに該当し、生活が困難となった場合

1. 震災、風水害、火災、その他これに類する災害で死亡、または障がいとなった場合か、資産に重大な損害を受けたとき
2. 干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由で収入が減少したとき
3. 事業、または業務の休廃止、失業などで収入が著しく減少したとき
4. 上記の事由に類する事由があったとき

▶ 後期高齢者医療制度

問 市民課 国保年金係 TEL.773-6661

▶ 加入する人

1. 75歳以上の人

- ・満75歳の誕生日から加入(加入手続不要。自動切り替え)
- ・誕生日の前月中に資格確認書または資格情報のお知らせを送付

2. 次のいずれかをお持ちの65歳以上で、加入を希望する人

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②身体障害者手帳4級のうち、音声・言語・そしゃく障害・下肢障害の1・3・4号
- ③療育手帳[A]
- ④精神障害者保健福祉手帳1～2級
- ⑤国民年金保険法による障害基礎年金、障害年金受給者など

- ・加入は申請が必要(申請時は、障がいの程度を証明するもの〔身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、国民年金証書など〕を持参してください)

▶ 医療機関に受診するときは

医療機関の窓口へ資格確認書またはマイナ保険証(マイナンバーカード)を提示してください。



▶ **被保険者資格の変更などについて**
 …このようなときには届出が必要です。

届出が必要なとき	届出に必要なもの	届出期間
市内で住所を変更するとき	資格確認書	14日以内
県内の市町村へ転出するとき	資格確認書	転出する前
県外の市町村へ転出するとき	資格確認書	転出する前
県内の市町村から転入してきたとき	—	14日以内
県外の市町村から転入してきたとき	転入元広域連合から発行された負担区分等証明書	14日以内
死亡したとき	資格確認書	14日以内
生活保護を開始したとき	資格確認書 保護開始決定通知書	すみやかに
生活保護を廃止したとき	保護廃止決定通知書	すみやかに

※すべての手続は身分を証明するものが必要です
 ※代理申請は、委任状が必要となる場合があります

▶ **自己負担割合(病院などで支払う費用)**

病院などを受診したときに支払う費用(自己負担割合)は、1割、2割(一定以上所得世帯の方)、3割(現役並み所得世帯の方)です。(資格確認書または資格情報のお知らせに明記されます)高額な診療を受けたときは、自己負担限度額までの支払いとなります。

▶ **高額療養費の支給**

1か月間に支払った一部負担金の合計が、上記の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として、後から支給されます。

該当者には、受診月の3か月から6か月後に「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」を送付します。保険証・印鑑・預金通帳など口座番号がわかるものを持参し、申請してください。

一度申請すれば、再申請の必要はありません。その後も支給対象になった場合は、継続して指定口座に支給されます。

▶ **葬祭費の支給**

▶ **支給額**

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

▶ **申請時に必要なもの**

印鑑(喪主のもの)、振込先の口座番号(預金通帳などで喪主名義のもの)

▶ **その他の医療の支給**

次のような場合に、支払った医療費に対し、後から支給を受けられる場合があります。

(医師と新潟県広域連合の承認が必要です)

1. やむをえない理由で、資格確認書またはマイナ保険証を持たずに医師にかかったとき
2. コルセットなどの治療用装具代(医師が必要と認めた場合のみ)
3. はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき(医師が必要と認めた場合のみ)

医師の証明書・医療機関、または治療用装具の領収書・印鑑・預金通帳など口座番号がわかるものを持参し、申請してください。

▶ **保険料**

詳しくは、お問い合わせください。

▶ **補助事業**

市では、後期高齢者医療の加入者に次の助成を行っています。

- ・歯科健診受診費用
- ・人間ドック受診費用

補助には条件があり、手続きが必要です。その年度の補助内容を決定後に、市報でお知らせします。

▶ **交通事故などにあったとき**

▶ **必ず届出を**

第三者による傷病を受けて、資格確認書またはマイナ保険証を使って受診するときは、必ず届出が必要です。まずは市民課にご相談ください。

▶ **届出に必要なもの**

事故証明書、印鑑

